

第 1 回 大阪府環境審議会

会 議 録

と き 平成6年8月1日(月)

と ころ ニューコクサイ(大阪商工会議所)

6階「未広の間」

(午前11時00分開会)

○司 会 まだお見えになっていない委員の方もございますが、予定の時刻が参りました。ただいまご出席いただいております委員の数は38名でございます。大阪府環境審議会条例によりまして、本会は成立いたしておりますので、ご報告申し上げます。

議事にお入りいただくまでの間、進行役を務めさせていただきます大阪府環境政策課主幹の川井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、大阪府環境審議会の発足に当たりまして、中川知事から一言ごあいさつを申し上げます。

○中川知事 おはようございます。

大阪府環境審議会の発足に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

皆様方には、平素より府政の各般にわたりまして、格別のご協力を賜り、また今回は、大変ご多用の中を審議会の委員にご就任を賜りまして、誠にありがとうございます。

この環境審議会は、昨年11月に制定されました環境基本法に基づきまして、府域の環境の保全に関する基本的事項等につきまして、調査・審議をお願いするためのものございまして、今までの公害対策審議会にかわりまして、新たに設置をしたものでございます。

大阪府では、昨年12月、公害対策審議会のご答申をいただきまして、この3月に大阪府環境基本条例を制定いたしました。この条例では、基本法の生活環境、自然環境はもとより、歴史的文化的環境や、都市環境、さらには地球環境をも視野に入れまして、積極的に「人のこころがかよいう豊かな環境の保全と創造」を目指すことといたしております。

環境基本条例の制定によりまして、「環境都市・大阪」の実現に向けまして、新たな推進の枠組みができ上がったものと考えておりますが、21世紀に向けまして、環境の保全・創造をいかに実効あるものとするか、また、地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球環境問題の解決に、地域としてどうかかわっていくかなど、多くの課題がございます。

私は約20年前に、大阪が深刻な公害を経験をした時代に、生活環境部長として公害対策に取り組んだものでございますが、そのような経験からいたしましても、今思いを新たにいたしているところでございます。

審議会の皆様方には、当面、環境基本条例に基づく「環境総合計画」の策定に当たって、基本的事項のご審議などをお願いすることになっておりますが、私といたしまして

は、来月4日の関西国際空港の開港を控え、環境の分野におきましても、国際的に、また地球規模で積極的に貢献してまいりたいと考えております。

どうか皆様方にはご協力をよろしくお願いを申し上げまして、お礼を兼ねて、ごあいさついたします。

○司 会 審議会委員名簿並びに本日ご出席の委員の皆様方の配席表をお手元にお配りいたしております。

それでは、本日ご出席の委員の方々をご紹介させていただきます。

まず、学識経験者の委員の皆様からご紹介いたします。

秋山委員でございます。

芦田委員でございます。

池田有光委員でございます。

井田委員でございます。

國則委員でございます。

近藤委員でございます。

鈴木委員でございます。

田中委員でございます。

中馬委員でございます。

坪井委員でございます。

中澤委員でございます。

中村委員でございます。

難波委員でございます。

前田委員でございます。

又野委員でございます。

萬金委員でございます。

宮前委員でございます。

矢吹委員でございます。

山口委員でございます。

山田委員でございます。

山村委員でございます。

吉田委員でございます。

次に、大阪府議会議員の委員といたしまして、

横倉委員でございます。

奥田委員でございます。

米田委員でございます。

宮原委員でございます。

続きまして、市町村長の委員といたしまして、

大阪市長西尾委員の代理で、高島環境部長でございます。

岸和田市長原委員の代理で、藤原環境部長でございます。

豊中市市長林委員の代理で、大森公害対策部長でございます。

守口市市長喜多委員の代理で、土居環境保全課長でございます。

高石市長寺田委員の代理で、山野総務部長でございます。

藤井寺市長堀端委員の代理で、山本助役でございます。

東大阪市長清水委員の代理で、中川環境保全室長でございます。

続きまして、関係地方行政機関の長の委員といたしまして、

近畿農政局長森永委員の代理で、山本生産流通部長でございます。

近畿通商産業局長岩田委員の代理で、小笹環境保安課長でございます。

近畿運輸局長楠木委員の代理で、高田地域交通企画課長でございます。

第三港湾建設局長稲垣委員の代理で、小沢環境技術管理官でございます。

第五管区海上保安本部長友兼委員の代理で、菊水海上公害課長でございます。

近畿地方建設局長橋本委員の代理で、柳沢環境審査官でございます。

それでは、議事にお入りいただきたくと存じますが、初めに、本審議会の会長のご選出をお願いしたいと存じます。

会長の選出につきましては、議長といたしまして、議事を進行していただく委員をお願いしたいと存じます。誠に勝手ではございますが、事務局の方から、委員名簿の初めに記載の委員でございます秋山委員をお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか

(「異議なし」「異議なし」)

それでは、秋山委員、よろしくお願い申し上げます。

○秋山議長　ご指名でございますので、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

当審議会の会長の選出であります。大阪府環境審議会条例第4条第1項の規定で、学識経験者の委員の中から選出するということになっております。どなたかご意見はご

ございませんでしょうか。

○國則委員 従来、公害対策審議会の会長をお務めいただきました矢吹委員にお願いしたと思いますが、ご提案いたします。

○秋山議長 ありがとうございます。

ほかにご意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」「異議なし」)

異議なしの声が多数でありますので、矢吹委員に会長をお願いしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」「異議なし」)

それでは、矢吹委員、よろしくお願いいたします。

どうも皆さんご協力ありがとうございました。

○矢吹会長 矢吹でございます。ただいまは会長にご選出いただきまして、誠に恐縮いたしているところでございます。

ただいま中川知事のごあいさつにもありましたように、この環境審議会は、身近な環境から地球環境までというようなことでございます。さらにまた、ゆとりのある、潤いのある快適な環境などというようなことでございまして、従来の公害対策に加わりまして、非常に幅広い環境問題をこれから取り扱わねばならないということになっております。しかも、我々の日常生活そのものがすでに地球環境に影響を与えるというようなことでございまして、この審議会の受け持つ役割というものは大変重要であると考えているところでございます。

その中にありまして、会長という大変な重職を預かりまして、その責任の重さというものを痛感いたしているところでございまして、微力ではございますけれども、皆様方のご協力、ご指導によりまして、その任を果たしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

簡単でございますが、就任に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

○司 会 平岡委員がご到着でございますので、ご紹介いたします。平岡委員でございます。

ただいま矢吹会長からの就任のごあいさつをいただきましたが、それでは、知事は、この後の所用もでございますので、失礼でございますが、ここで退席^さをさせていただきますと思います。

○中川知事　　どうかよろしくお願ひいたします。

(中川知事退席)

○矢吹会長　　それでは、早速でございますけれども、審議会条例第4条第3項に基づきまして、会長代理の指名をさせていただきたいと思ひます。

会長代理は、学識経験者の委員の中から会長が指名するということになっておりますので、公害対策審議会の会長代理をお願いしておりました中馬委員に引き続いてお願いいたしたいと存じますが、中馬先生いかがでございますか。よろしゅうございますか。

○中馬委員　　はい。

○矢吹会長　　では、どうぞよろしくお願ひいたします。

○中馬委員　　ただいまの会長のご指名でございますので、会長代理を務めさせていただきます。どうぞ皆様方今後ともよろしくお願ひいたします。

○矢吹会長　　それでは、議事を進めてまいりたいと思ひます。

会議次第の「その他」でございますが、まず、大阪府では、審議会等の会議の公開の扱いについて審議会で決めるということになっております。本日は第1回の会議でございますので、その取り扱いを決めたいと思ひますが、事務局の方から会議の公開についてのご説明をお願いいたしたいと思ひます。

○横田環境政策課長　　環境政策課長の横田でございます。

会議の公開につきましてご説明を申し上げます。

大阪府では、昭和60年に「会議の公開に関する指針」を定めております。これは、審議会等の会議を公開することにより、その審議状況を府民に明らかにし、審議会等のより公正な運営の確保に資するとともに、府民参加による府政の推進に寄与することを目的として、会議の公開、非公開の基準等を定めており、審議会の会議は、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報に関し審議する場合など一定の場合を除き、原則として公開としておりますが、公開、非公開の決定は、会長が審議会に諮って行うこととされております。

○矢吹会長　　ありがとうございました。

それでは、お諮りいたしたいと思ひますが、部会や専門委員会の公開の扱いについては、現在のところ、部会なり専門委員会を設置して、審議すべき諮問事項がございませんので、今後具体的な諮問事項が出てきたら、そのときに決めることといたしたいと思っております。

本審議会の全体の会議につきましては、従来の公害対策審議会と同様に、会議の公開に関する指針に基づきまして、原則として公開にいたしたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」「異議なし」)

ありがとうございました。それでは、本審議会の全体の会議につきましては、原則として公開にいたしたいと思えます。

本日は、第1回目の審議会ということでもございますし、これからの審議の参考にするために、事務局から大阪の環境の状況などについて簡単な説明があるようでございますので、事務局の方どうぞよろしく願いいたします。

○横田環境政策課長　それでは、大阪の環境の状況ということでございますが、時間も限られておりますので、ご配付しております「おおさかの環境」というパンフレットがございますが、それに基づきましてご説明を申し上げたいと思えます。

「おおさかの環境」でございますが、最初、開いていただきまして、目次がございます。ここにありますような目次の点につきまして、このパンフレットは作成をしております。

1ページをお開き願います。

「1. 人のこころがかよあう豊かな環境の保全と創造に向けて」ということで、「環境基本条例の制定」について記載しております。それから、2ページの方には「生活環境の保全等に関する条例の制定」について記載しております。これらの条例につきましては、昨年2月に「環境保全条例のあり方について」ということで公害対策審議会にご審議をお願いし、12月にご答申をいただき、その答申を受けまして、両条例を制定したところでございます。

環境基本条例の制定の考え方といいますのは、そこに記載がありますように、都市生活型公害や地球環境問題、さらには快適環境に対する府民のニーズの増大といった新たな課題に対応するために、環境政策に関する共通の理念でありますとか、基本方針などの基本的事項を定めるということで、制定をいたしたものでございます。

環境基本条例の特徴につきましては、下のますの中に記載がされております。こういった点が特徴ではないかというふうに考えております。

なお、このうちの3つ目の○の下の2番目の・で「府機関相互の連携・調整を図るための体制整備（環境調整会議：仮称）」ということを記載しておりますけれども、これ

につきましては、本年5月に「大阪府環境行政推進会議」ということで、知事をトップに、庁内体制として整備をいたしております。

2ページ目でございますが、環境基本条例の前文の記載があり、その次に「生活環境の保全等に関する条例の制定」について記載しておりますが、この条例は、環境基本条例の理念にのっとりまして、大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護と生活環境の保全を図るために制定しております。

この条例の特徴といたしましては、「生活環境の保全等に関する条例の特徴」ということで、下の方のますに記載をしておりますが、生活環境の保全等に関する施策の推進でありますとか、府独自の公害規制措置でありますとか、有効かつ適切な公害規制の整備といったことが特徴でございますが、この条例につきましては、届出施設や規制基準等につきまして、本年5月19日に公害対策審議会にお諮りをいたしまして、ご答申をいただいております。

それから、この条例に関連しまして、水質の上乗せ条例を制定する必要性もございしますので、上乗せ条例を本年9月の府議会にお諮りし、秋頃、この生活環境の保全等に関する条例とあわせて施行をしたい、というふうに考えております。

次をめぐっていただきまして、3ページ、「2. 環境にやさしい社会をつくるために」でございます。「大阪府新環境総合計画（NEW STEP 21）の推進」という記述がございますが、この「NEW STEP 21」につきましては、平成3年9月に総合計画として策定しております。

大阪府におきましては、こういった環境の計画といったものにつきましては、48年9月に「大阪府環境管理計画」、いわゆる「BIG PLAN」というふうに申しておりますが、この当時、環境汚染の状況が非常に厳しく、公害の防除を図るということで、環境容量の考え方を取り入れた総量規制制度の導入といったことで、「環境管理計画」をつくっております。その後、昭和57年12月に「大阪府環境総合計画」を策定しております。これは、環境汚染の未然防止に加え、ゆとり、潤いといった快適な環境の創造を目的とする、ということで策定しております。

その後、先ほど申し上げましたように、平成3年9月に「大阪府新環境総合計画」を策定したわけですが、これは平成3年度から13年度（西暦2001年）までの11カ年の計画ということで、都市生活型公害の解決とか、地球環境への貢献とか、こういったものを組み込んで、そこに記載しております内容を特徴としております。

次に、「環境影響評価制度」、これにつきましては、昭和59年2月に要綱を制定いたしまして、大規模な道路の建設や工場団地の造成など環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業についての環境影響評価を行う、ということとしております。

それから、5ページ、6ページでは「一人ひとりのライフスタイルを見直すために」ということで、環境教育・学習の推進などがございますが、ここに中学校向けの環境教育の手引書が写真で載っておりますが、小学校、中学校、高校という各段階において学校での環境教育の手引書を作成するとか、「環境ゼミナール」の開催でありますとか、こういった一人ひとりのライフスタイルを見直していただくための意識啓発の行事を実施しております。

それから「環境月間」につきましては、昨年11月に制定されました環境基本法で「6月5日を環境の日とする」ということになっておりますが、6月5日を中心に、6月を環境月間として、いろいろな行事を集中的に展開しておるという状況でございます。

引き続きまして、7ページをお開き願います。

「4. 生活環境を保全するために ①きれいな空気に」ということで、まず大気汚染の問題でございます。

現状につきましては、大阪府域の大気汚染は、発生源対策をはじめいろいろな対策を進めてきた結果、SO₂に代表される工場・事業場による大気汚染の克服等については一定の成果を上げております。しかしながら、窒素酸化物や浮遊粒子状物質による大気汚染など、なお改善を要するものがあるといった状況でございます。具体的に申し上げますと、そこに物質ごとの濃度の年平均値の図表を挙げておりますけれども、環境基準との比較でご説明いたします。

環境基準につきましては、右上のますの中に環境基準の解説を入れてございます。具体的な環境基準の値につきましては、このパンフレットの43ページ、44ページに大気、水質、土壌、騒音、航空機騒音、こういった5点の環境基準の基準値を記載しておるところでございます。環境基準とは、「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などについて、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」ということで、国が定めておるものでございます。

具体なご説明でございますけれども、二酸化窒素につきましては、左の一番下の表にありますように、自動車排出ガス測定局、それから一般環境測定局、2種類の測定局がありますけれども、4年度では、有効測定局で118局中91局の達成ということで、達成

率は77%ということでございます。二酸化窒素などの窒素酸化物は、ものの燃焼の際に空気や燃料中に含まれる窒素が酸素と化合して発生するものです。そこに「二酸化窒素濃度（年平均値）」という表がございますが、環境基準に相当する値を年平均値で申しますと、これは厳密に言えば若干の違いがあろうかと思えますけれども、大体のところでは、0.02ppmから0.03ppm、これが環境基準に相当する年平均値の数字ではないかということになります。

それから浮遊粒子状物質でございますけれども、粒径が10ミクロン以下のスス、粉じんなどが浮遊粒子状物質ということになっております。下に年平均値の推移の図表を記載しておりますが、環境基準との関連で申し上げれば、大体のところ、年平均値0.04のところを環境基準に相当する数字ではないかということでございます。

それから二酸化硫黄、一酸化炭素でございますが、二酸化硫黄につきましては、石油や石炭などの硫黄分を含む燃料の燃焼によって発生する、一酸化炭素につきましては、燃料の不完全燃焼等で発生するということでございます。

二酸化硫黄の濃度につきましては、8ページの右上に図表がございますが、現在のところ、4年度で0.008ppmでございます。環境基準に相当する年平均値は、その表の0.02ppmあたりでございます。それから一酸化炭素でございますが、現在、平成4年度で1.7ppmということでございますが、環境基準に相当する年平均値で申し上げますと、5ppm、この辺が環境基準の相当値ではなからうかというふうに考えられます。

そういったことで、二酸化窒素とか浮遊粒子状物質といったものにつきましては、まだまだ解決すべき課題があるといった状況でございます。

それから、光化学オキシダントについては、全局で未達成となっております。平成4年度は、光化学スモッグ予報が19回、注意報が11回発令されておるといった状況です。光化学オキシダントとは、窒素酸化物、炭化水素などの物質が空気中の紫外線を受けて光化学反応を起こすことにより生成される酸化性物質のことでございます。

以上、大気につきましてはそういった状況になっております。

次に、11ページ、「4. 生活環境を保全するために ②くるま公害のないまちに」ということでございます。

自動車公害の問題でございますけれども、11ページの一番上の右の表に「発生源別窒素酸化物排出量の変化」がでておりますけれども、府域につきましては、昭和45年度、

全体として15万1千余tの排出量がございましたが、そのうち、自動車は20.7%、固定発生源が78.7%の排出量の寄与がございました。平成2年度は全体が5万9,500tに減少しているわけでございますけれども、移動発生源の主なものである自動車につきましては53.3%の寄与という状況になっており、全体の量が減少している中で自動車の寄与する割合は増えておることが特徴でございます。

「人口と自動車保有台数の推移」を左の一番下に記載しておりますが、人口につきましては、昭和40年に665万人であったのが、平成4年度には873万人、ところが、自動車につきましては68万台から348万台に、5倍程度と自動車が非常に伸びております。特に、自動車の中でもディーゼル車の増加が窒素酸化物の排出に影響が大きいわけですが、真ん中の右の「自動車走行量と自動車排出窒素酸化物量に占めるガソリン車とディーゼル車の割合」という表で、走行量で見ますと、ガソリン車は69%、ディーゼル車は31%ということでございますが、窒素酸化物排出量で見ますと、ガソリン車は30%、ディーゼル車は70%ということで、逆転しています。排出量で見ますとそういうことになります。

そういった状況で、二酸化窒素の環境基準達成状況を見ますと、右下の表でございますけれども、自動車排出ガス測定局で、平成4年度には37局中、0.04ppmから0.06ppmのゾーンの局が17局で、あとの20局は0.06ppmを超えておるとい状況になっております。

対策につきましては、12ページでございますけれども、ガソリン車につきましては、自動車単体への排出ガス規制の強化ということが非常に図られておりまして、右に規制の推移の表がございまして、乗用車（ガソリン・LPG）については、48年以前を100とすると、現在は8ということで、ここまで排出が非常に規制されておるとい状況がございまして、ディーゼル車につきましては、中央公害対策審議会の平成元年12月の答申では、規制の最終的な目標は26でございますけれども、今のところ、この26にはまだ至らないということで、現在のところは35までが告示されております。^{ディーゼル車については、}技術的な問題もございまして、排出ガスの規制はなかなか難しい面がございまして。

そういった中で、自動車の窒素酸化物の総量削減ということで、平成4年6月に「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」が制定されております。これは関東、関西の一部の特定地域でございまして、府域でございまして、38市町がこの特定地域に該当しておるわけでございますけれども、昨年11

月に「大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画」というものを策定をしております。

一番下に「自動車排出窒素酸化物総量削減計画による窒素酸化物の削減目標量」を記載しておりますが、自動車排出窒素酸化物につきましては、平成2年度は3万1,380tでございますが、これを、平成12年度、西暦2000年度には2万1,420tに削減する、9,960tを削減するという計画を立てて、現在努力をしているところでございます。

また、次のページですが、マイカー通勤の自粛ということで、毎月20日を「ノーマイカーデー」として、府民の運動として自動車を使わないということで、啓発に努力しております。その他、低公害車の普及でありますとか、自動車排出ガスの街頭検査とか、そういういろいろな取り組み、あるいは、14ページの右の上に、知事と「ソラちゃん」の写真がございますが、大阪府ではこのような環境教育用のソーラーカーというものもつくったり、あるいは、下の2つの写真は、「エコ・エナジーOSAKA'93」ということで、大泉緑地で高校生によるソーラーカーレースを開催したときの写真でございますが、10校走ってもらいましたが、そういった行事をやっております。これは、本年度につきましても8月13日にりんくうタウンで第2回を開催する予定でおります。

次に、15ページをめくっていただきまして、「4. 生活環境を保全するために ③水のきれいな川や海に」ということでございます。

水質の環境基準につきましては、図表の下に解説がございます。水質の環境基準のうち、カドミウムなどの人の健康の保護に関する環境基準、これを健康項目というふうに申し上げております。それから、BOD、CODなどの生活環境の保全に関する環境基準、これを生活環境項目というふうに申し上げております。健康項目は、全国全ての河川や海に共通の基準でございますが、生活環境項目につきましては、利水目的に応じて幾つかの類型がございます。さらに、府では独自に特殊項目を設定しております。

現状の河川で健康項目として定められているカドミウム、シアン、有機リン、鉛、6価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、PCB、この9項目については、ほとんどの地点で環境基準を達成しております。生活環境項目のうち、河川の場合の代表的な汚濁指標であるBOD、これは、16ページの右側の下の「豆ちしき」にありますように、生物化学的酸素要求量と申し上げておりますけれども、汚濁物質が微生物によって酸化分解されるときに必要な酸素の量ということでございますが、このBODで見ますと、全般的にはここ数年横ばい傾向でございます。類型指定されている73河川水域のうち36河川水域で環境基準を達成しておりますが、約半分ということでございますので、まだ努

力が要るということをございます。

その状況につきましては、右側に赤と青の○を書いた図がございますが、その左のま
すに環境基準A、B、C、D、Eとありますが、これが河川の類型の指定でございます。
BOD水質で年間75%値でございますが、2mg/ℓ以下、3、5、8、10というふう
に類型が区分されております。青丸は環境基準値以下の地点、赤丸は環境基準値を超える
地点を示しており、青の内円と赤の外円というのはその水質の程度を示しております。
赤丸が出ているのをだんだんなくして行って、白枠の中に青丸で入れれば環境基準を達成
しているということを表しております。この図でわかりますように、環境基準を達成で
きていない河川があるという状況でございます。

それから海域につきましては、16ページの右側でございますが、健康項目につつま
しでは、全ての地点で環境基準を達成しておりますけれども、生活環境項目のうちの代表
的な汚濁指標——海域の場合はCODでございますけれども、16ページの「豆ちしき」
にあるように、CODとは水中の汚濁物質が化学的に酸化されるときに必要とする酸素
の量のことですけれども、平成4年度では15測定地点のうち9地点で環境基準を達成し
ております。ここ数年横ばいの傾向でございますが、湾央部では環境基準が達成されて
いません。海域につつましても類型がありまして、そこの大阪湾の絵のようにA海域、
B海域、C海域ということになっております。これも、河川と同じように、A、B、C
それぞれ、COD水質が2mg/ℓ以下、あと3、8というふうに分けられておるところ
でございます。

次のページをめくっていただきまして、河川や海が汚れる原因についてでございます
けれども、工場や畜産などの産業活動の排水によるもののほか、家庭の台所やふろの排
水など日常生活の排水もございます。現在では、この一般家庭から出る生活排水の割合
が大きくなっております。魚の絵でBOD総負荷量を表しておりますが、1970年には全
体として日に573t、これが1990年には160tということになっており、魚の絵の全体
すなわち負荷量の全体は小さくなっておりますけれども、生活排水の割合が、39.4%か
ら78.1%と増加しております。

次に、21ページの「4. 生活環境を保全するために ⑤静かなまちに」、騒音・振動
についてでございます。

平成4年度では、騒音の苦情が1,510件、振動の苦情が218件となっております。特
に騒音につきましては、公害に関する苦情全体4,391件のうちの1,510件、全体の34%

を占めるという高い割合になっております。環境基準の適合状況につきましては、下の図表に示してございます。

次に、25ページに「4. 生活環境を保全するために ⑦減らそうごみ生かそう資源」ということで記載しております。ごみについては、産業廃棄物と一般廃棄物の2つのものがございます。

産業廃棄物の発生量は、その表にありますように、平成3年度で2,459万tという推計で、どんどん増えております。ただ、左に書いておりますように、約75%が減量化され、約608万tが埋め立て等の最終処分がなされております。

一般廃棄物につきましては、26ページに一般廃棄物の排出総量の推移を掲げておりますが、どんどん伸びておるという状況でございます。ただ、平成2年度から平成4年度では、444万tから442万tに減少しております。そういった状況でございますが、全体としては、なお、ごみがかなり増加傾向にあるのをどうしていくか、適正処理などの問題につきまして対応が求められておるといった状況でございます。

次に、29ページに「5. 自然と共生する豊かな環境をつくるために」ということで、自然環境の保全などについて記載しております。

「自然環境の保全」につきましては、府域の3分の1を占める周辺山系は、水源の涵養とか国土の保全など多様でかけがえのない公益的機能を持っているということで、治山事業であるとか保安林整備事業など、いろいろな事業をやっております。また、府では自然環境保全地域というものを5カ所指定しております。右側の写真は島本町の若山神社でございますが、自然環境保全地域の一つの例でございます。それから、能勢町の三草山で緑地環境保全地域の指定をしております。そのほか、鎮守の森ですとか、和泉葛城の天然記念物でありますブナ林の保全などやっておりますけれども、さらに、金剛生駒国定公園の拡大の検討でございますとか、北摂山系における府立自然公園構想の策定、こういったことを通じて自然環境の保全を進めているということでございます。

また、「自然環境の活用」につきましては、府下8カ所の「府民の森」や「花の文化園」の整備、あるいは、明治の森箕面国定公園におきまして「エキスポ'90 みのお記念の森」、これはこの5月に開園をしておりますが、そういった園地などの整備に努めておるところでございます。

次の31、32ページでございますが、「水辺環境の整備」ということで、河川環境の整備では、そこに写真を掲載しておりますが、「石川あすかプラン」、安威川の「水と緑

の回廊計画」、それから「ふれあいの岸辺整備計画」とか「天野川水辺拠点整備事業」、こういった事業を進めるとともに、ため池の環境整備として、「オアシス構想」ということで「オアシス整備事業」、そこに高槻のオアシス整備の事例の写真がありますが、こういった事業でありますとか、海辺環境の整備ということで、一番下に「せんなん里海公園イメージ図」を掲載してございますが、これは、せんなん里海公園の整備ということで、平成5年度から、海岸の背後に、海辺の自然と人間の共存共生をテーマに、せんなん里海公園の整備事業を展開しておるところでございます。

その次に、33ページと34ページでございますが、「6. 文化と伝統の香り高い環境をつくるために」ということです。

「魅力ある府営公園づくり」として、浜寺公園のバラ園などの写真が載っておりますが、「愛パーク大阪事業」、あるいは「はなみずき事業」、こういった事業を進めておりますとともに、昨年11月には「大阪府公園基本構想」を策定して、施策を進めておるところでございます。「道路・街路の緑化」については、「フラワーリングロード・21事業」ということで実施しております。

それから「魅力ある都市環境の創造」ということでは、大阪府まちづくり推進事業や大阪都市景観建築賞（大阪まちなみ賞）、大阪施設緑化賞（みどりの景観賞）ということで、そういう顕彰制度を活用いたしまして、景観づくりを進めるとともに、大阪府都市景観ビジョンの策定といった作業も進めておるところでございます。

それから35、36ページでございますが、「魅力ある公共建築づくり」、あるいは「歴史のみち・歴史をめぐる遊歩道の整備」を進めているとか、平成6年3月に「近つ飛鳥博物館」のオープンもしておりますとか、それから弥生文化博物館の運営でございますとか、ふるさと歴史の広場の整備でございますとか、そういった整備を通じて、文化と伝統の香り高い環境をつくっていくという事業を進めております。

それから最後になりますが、37、38ページで「7. 地球環境を守るために」ということで記載してございます。

地球環境問題と言われているのは、ここに記載がありますように、オゾン層の破壊、地球の温暖化、酸性雨、熱帯林の減少、砂漠化、野生生物の種の減少、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、開発途上国の公害、こういった9点が地球環境問題と言われておりますが、1992年にもブラジルサミットがございましたように、地球環境を守るために世界的な取り組みがなされておるといった状況でございます。大阪府では、「地球環境問

題への対応」といたしまして、UNEP国際環境技術センター（大阪）への支援、地球環境産業技術研究機構（RITE）への参画、その他、環境面での様々な国際協力を行っております。

時間の関係がございまして、非常に端折った説明になったかと思えますけれども、大体このパンフレットでご説明を申し上げている環境の状況なり環境問題の状況については、以上でございます。

○司 会 長田委員がご到着でございますので、ご紹介をいたします。長田委員でございます。

それから、お手元に配付いたしております配席図の中で、萬金委員のご紹介ですが、消費コンサルタントとなっておりますが、消費生活コンサルタントということでご訂正をよろしく願います。

○矢吹会長 どうもありがとうございました。

次に、本審議会の今後の予定につきまして事務局の方からご説明をお願いいたします。

○横田環境政策課長 今後の予定でございますが、今回は本年の11月頃に審議会をお願いできればというふうに考えております。環境基本条例第10条では、「知事は、毎年、府議会に、環境の状況並びに知事が豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない」とされております。併せて、この報告をもとに、「大阪府環境白書」というものを作成しますが、これを次回の審議会でご報告申し上げたいというふうに考えております。

また、環境基本条例第9条では「知事は、環境総合計画を策定するに当たっては、その基本的な事項についてあらかじめ大阪府環境審議会の意見を聴かなければならない」とされております。現在検討中ではございますが、「環境総合計画」の策定に向けた必要な調査等をどうするかといったことで、審議会のご意見をお伺いできればというふうに考えております。

○矢吹会長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の予定はここまでとなっておりますけれども、何かご質問なりご意見がございましたら、どうぞ願います。

ございませんようですので、それでは、これをもちまして第1回の大阪府環境審議会を終了させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

（午後0時00分閉会）